

令和 8 年 5 月 1 日

狭山市議会議長 内藤 光雄 様

市職員による狭山市基地対策協議会補助金の
事務執行に係る調査特別委員会 委員長 太田 博希

令和 8 年第 1 回定例会の本会議最終日(令和 8 年 3 月 17 日)に設置されました市職員による狭山市基地対策協議会補助金の手務執行に係る調査特別委員会における調査結果を次のとおり報告します。

調査結果報告書

1 調査内容

本委員会は、令和 7 年 2 月 4 日に開催された飲食を伴う意見交換会において、市職員に対して会費 6,500 円のうち、3,500 円が狭山市基地対策協議会補助金から充当されたことについて、当該執行が適正であったか調査を行った。

2 調査方法

狭山市補助金の見直し指針、令和 8 年 1 月 30 日付市長発出の議長宛通知「狭山市基地対策協議会の補助金の使途に関する調査申入れ(口頭)に対する回答について(通知)」等の資料を踏まえ、関係職員の出席を求めて質疑を行い、調査結果の集約を行った。

3 調査結果

狭山市補助金見直し指針では、団体補助に係る補助対象経費のうち、交際費、慶弔費、親睦会費等の飲食費は原則対象外とされている。

これに対し、執行部からは、当該意見交換会における市職員の飲食費として補助金を充当したことについて、「公益性や必要性等を鑑み、社会通念上許容される範囲であり、原則対象外の例外と判断した」旨の説明がなされた。しかしながら、例外とするための具体的な判断基準の定めは確認できず、同指針が定める市民への説明責任や、補助金執行の適正性が十分に確保されていないと認めざるを得ない。

また、市民や議会から疑念を招いたことを受け、職員 3 人分(1 人当たり 3,500 円、計 1 万 500 円)を令和 7 年度会計に戻入したとの説明がなされたが、原則対象外の例外と判断した前出の令和 8 年 1 月 30 日付通知との一貫性を欠くものであった。

以上のことから、市職員の飲食費、とりわけ酒席の場における飲食費として補助金を充当したことは適正な執行であったと言い難く、補助金は市民の貴重な税を原資とするものであることから、市職員の飲食費に対する補助金の使途の適正性について、明確な規定の策定と職員への周知徹底を要するとの結論に至った。

なお、本委員会設置後に、市執行部により狭山市補助金見直し指針の改正が行われたが、当該改正は本調査の対象外とした。